

設問1(1)

被告は原告に対し、別紙物件目録(省略)記載の2の建物を返去し、別紙物件目録(省略)記載の土地を明け渡す。
被告は原告に対し、令和3年3月1日から、同紙物件目録(省略)記載の2の建物の返去及び別紙物件目録(省略)記載の土地の明け渡しまで、月5万円の賃料を支払う。

設問1(2)

賃貸借契約終了に基づく目的物返還請求権についての建物返去土地明け渡し請求権1個
賃貸借契約に基づく賃料請求権1個

所有権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権1個
以上の訴訟物は単純併合となる。

設問2

1 請求原因①(賃料不払による履行不能解約終了原因と可) 賃貸借契約の終了)

ア Xは、平成14年4月1日、Yとの間で、中土地について、賃貸借期間を平成14年4月1日から平成14年3月31日、賃料月額5万円と可) 賃貸借契約を締結した。(本件賃貸借契約)

イ Xは平成14年4月1日、Yに対して、本件賃貸借契約に基づき、中土地を引取った。
ウ 令和3年7月31日は経過した。

エ Xは、同年8月3日、Yに対して、同年3月分から7月分までの賃料合計25万円を支払うことを求めた。

オ Xは、同月30日、Yに付し、同月13日は経過した。

カ Xは、同月30日、Yに対し、本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示した。

キ 乙建物は、イの後、カの前に甲土地上に建築され、カの当時は甲土地上に存在していた。

2 請求原因②(増改築禁止の特約違反による解約終了原因と可) 賃貸借契約の終了)

ア 請求原因①のアと同じ。

イ 請求原因①のイと同じ。

ウ アの際、賃借人は賃貸人の承諾なく土地上建物に増改築を行つてはいけないと特約があった。

エ Yは、平成30年10月1日から31日の間に、本件増改築を行つた。

オ 請求原因①のオと同じ。カ請款書ウ、違反行為告発無准备解約通知の意図があつた。カは請求原因のカと同じ。カの請款書のオと同じ。

3 抗弁1(賃料の供託—請求原因①に対する抗弁)

ア Yは、令和3年8月6日、同年3月分から7月分までの賃料合計25万円とこれに対する延滞損害金をXの自宅に持参し、Xに手渡さうとしたが、Xはこれを受け取らなかつた。

イ Yは、同月10日、同年3月分から7月分までの賃料合計25万円とこれに対する延滞損害金を供託した。

4 抗弁2(増改築の承認—請求原因②に対する抗弁)

ア Xは、平成30年9月20日、本件増改築について承諾した。

イ 抗弁3(本件増改築成後損失既に破壊されたものについては評価根拠事実—請求原因②に対する抗弁)

ア 本件増改築は、平成30年9月の台風被害で乙建物の屋根と外壁が損傷となりその後、徐々に再建の室内に入らずになつた。外壁張りの外壁をタイル張りに張り替へ、壊れた屋根と補修等ために行つたものである。

イ 本件増改築は、建物の外壁部分に変更を加えさせたものである。

ウ Xは、平成30年5月25日に乙建物を訪れた際、本件増改築について何の異議も述べなかつた。

エ 本件増改築鋼材、部材は業者の倉庫にて放置されたものであつた。Yは、この耐用年数を知らなかつた。Yは、平成30年5月25日付で甲土地の所有権を回復した。

6 抗弁4(留置権—請求原因①、②に対する抗弁)

ア 平成29年7月の台風被害で甲土地北側の前半、甲土地北側の乙建物の倒壊の方で倒れがつた。

イ Yは、同年1月甲土地北側の土留め工事を行つた。

ウ Yは、同月20日、1ヶ月工事費用200万円を業者に支払つた。

エ Yは、土留め工事費用200万円の支払を受けずして甲土地の返還を拒否した。

7 用紙弁1(本件増改築成後損失既に破壊されたものについては評価根拠事実—抗弁3に対する抗弁)

ア 本件増改築は、平屋から2階建てへ改変し、床面積を1.8倍に増加させたものである。

イ 本件増改築が使用した屋根瓦の壁面の部材の耐用年数は3年である。

8 賃貸借契約（相殺一括年4月1日～）

ア Xは、平成28年4月1日、Yの子L、年満期を平成29年3月31日として、200万円で使用開始。

1 平成29年3月31日は到来した。

ウ Xは、アの消費貸借契約に基づきYに所有権と取扱い権に基づくYn Xに所有権を相殺する。

設問3

1 貸賃借契約終了に基づく目的物返還請求をするためには、①貸賃借契約の締結②に基づく返却③の終了原因④の後、⑤前に土地上に建物が付属されたら、⑥の時点まで土地上にその建物が存在しないと算定する。

2 ①については民法(以下略)601条成目的物、貸料の支払い、目的物の返還終了で貸賃借契約の要件としていることから、①として請求原因1アの記載が必要である。

3 ~~貸~~ 貸賃借契約のうち賃借型の契約においては、~~借主~~一定期間目的物の使用、その終了時に生ずる目的物返還請求権が生ずる要件として、貸賃借契約に基づく返却が必要であり、②の要件が要件となる。これは請求原因1イにあたる。したがって、賃借型の契約においては、借主が一定期間目的物の使用収益にてることが当然の前提となるいるもの、3返却後一定期間が経過してこれを要件として必要であるが、貸料債務の弁済期、経過子母て表請求原因1ウを表現する。

4 ③については、事件では貸料不払いが既履行遅滞と解釈する(54条)が問題となる。この要件については、~~甲~~ 債告(乙)債務未履行期間、経過(丙)解体の意思表示が必要である。甲の請求原因(ウにあり、ア、乙)が請求原因1乙、(丙)が請求原因1丙に元々あるが、

5 ④として、建物收去の効果を尋ねた際に、建物が返却後、貸賃借契約終了時に付属されたら、終了時に存在して、これが要件となる。④は請求原因1キに付属する。なお、貸賃借契約終了に基づく目的物返還は、貸借人に付与の原状回復が当然の義務となるから、付属して建物が付属して建物であつて、確実であるかの問題とはうすく、要件事実としては不要である。(乙)

設問4

Yは、貸至債権の弁済期から5年が経過していることをもって、同債権が消滅時効(166年(改1号))に合致消滅ると主張していることが考えられる。(甲)、XのYに対する事件貸至債権は改正後の民法の施行日前に生じた債権であるから、旧民法の消滅時効の規定が適用される(民法附則10条4段)。この結果、同貸至債権はまだ消滅時効が経過していないことながら、主張消滅とされることはなかろう。

設問5(1)

Xは、事件承諾書に押されて印影について、Xの意思が押印したものではないと述べて子こから、事件承諾者の成立否認したこと考えられる。

設問5(2)

事件承諾者は承諾2アの承諾があつてこれを直接証明する直接証拠にあつて、承諾は、Yが事件指紋を西法に行方不明の地位であるものであり、そのような地位を有する意思表示とみることができる。したがって、事件承諾者は、意思表示の他の法律行為が記載されて書面である処分證章にあたる。処分證章にあたる場合は、成立の真正が認められることによって判示的証拠力が認められるが、特段の事情がない限り、実質的証拠力が認められ、この意思表示の法律行為が記載されたことが認定される。そこで、Xにてては成立の真正が認められないことや上記特段の事情の存在を主張せざるをとどめながら、裁判所は以下のようにXに主張立証を認めてである。

2 Xは、事件承諾者の印影がX以外の者に押印されたものであるとしており、これを1枚目が確定して反証を認め、成立の真正を否定するといふ子ことして、Xは、Yが事件印影の物アヤズルが(手帳にて引かれていた)他の貸借者であるとしたとしている。そこで裁判所は、Yの主張が、Yが事件印影を持ち出さないから、それが1枚目の確定づくつとしているといふことである旨を認め、そのような事実を立証するに足りる以下の人の証言や書類の提出を促すのである。

3 人証としては竹田に対する証人尋問、Yの持つ当事者尋問をすることが考えられる。書類としては、XがYが事件印影の保管場所を指示したX-1レや44冊の事件印影のうちで43冊が直前に記録されたとされるYの某部日誌が参考となる。

設問6

(本論)
被告、原告のうち、20. がの類いとする2. がの類いとする2. がの類いとする2. がの類いとする2. がの類いとする2.